

北海道の最低賃金が 861 円になります

現行時給で 835 円となっていました北海道の最低賃金額が令和元年 10 月 3 日より 26 円引き上げられ、861 円に改定されます。昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際のみならず日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

月給者参考:フルタイム労働者(月所定労働時間 174 時間の場合)

861 円(改定後最低賃金)×174 時間 = 149,814 円 以上の月給額の支払が必要となります。

技能実習、5160 事業所で法令違反 違法残業など

厚生労働省は、2018 年に実施した外国人技能実習生が働いている事業所への調査で、5160 事業所で違法残業や賃金未払いなどの法令違反を確認したと発表しました。前年から 22%増え、5 年連続で過去最多を更新しました。特に悪質だとして労働基準監督署が書類送検などしたのは 19 件で前年から 15 件減りましたが、厚労省は「実習生を巡る労働問題に注目が集まり、厚労省への情報提供が増えている」とみています。

最も多かったのは「労働時間」に関する違反で 1711 件となりました。使用する機器の安全対策不足など「安全基準」が 1670 件、残業代の不払いなど「割増賃金の支払」が 1083 件と続き、複数の違反が見つかった事業所もありました。

7 月の有効求人、3 カ月連続で低下 製造業など減速

厚生労働省が発表した 7 月の有効求人倍率(季節調整値)は前月に比べて 0.02 ポイント低下し、1.59 倍となり、3 カ月続けて前月を下回りました。総務省が同日発表した完全失業率(同)は同 0.1 ポイント低下し 2.2%と、26 年 9 カ月ぶりの低水準となりました。雇用情勢は全体では底堅いですが、製造業などの一部の業種で採用に慎重な動きが出てきているようです。

有効求人倍率は全国のハローワークで仕事を探す人に対し、企業からの求人が 1 人当たり何件あるかを示します。有効求人倍率が 1.6 倍を割り込むのは 1 年 4 カ月ぶりとなります。正社員の有効求人倍率も 1.14 倍と前月から 0.01 ポイント低下。雇用の先行指標となる新規求人倍率も同 0.02 ポイント低下し 2.34 倍となりました。

求人票と実際の労働条件の相違の申出件数 6811 件

厚生労働省は、「平成 30 年度のハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出等の件数」を取りまとめました。これによると、ハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出等の件数は、平成 30 年度(2018 年度)においては 6,811 件で、対前年度比 20.0%減となり、平成 27 年度から 4 年連続で減少しています。申出等を内容別に分類すると、「賃金に関すること」(30%)が最も多く、「就業時間に関すること」(23%)、「職種・仕事の内容に関すること」(17%)が続いています。

ハローワークでは、求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に関する相談を受けた場合には、求人を受理したハローワークと連携して、すぐに事実確認を行い、事実確認の結果、求人票の記載内容が実際の労働条件と異なっていた場合には、是正指導を行っています。



- 青い池（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【最低賃金】

最低賃金法により定められている最低賃金額のことをい
い、賃金を決定する際にはまずこの最低賃金を下回ってい
ないかを確認する必要があります。最低賃金法という賃金
には通勤手当や家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は
含みませんので、基本給+前述以外の諸手当の合計額が
最低賃金を下回っていないかどうかで判断されます。最低
賃金は時給額で決められていますが、日給、月給の労働者
についても時給額に換算し、基準額以上であるかどうかを
判断します。なお、令和元年10月3日からの北海道の最低
賃金は 861 円となりますので、現行の給与水準についてご
確認をお願いします。

事務所より

お盆が過ぎ、残暑もほどほどに十勝は秋の気配が漂ってきています。農業王国である十勝の秋は収穫の秋でもあり、この時期各地で収穫祭や産業まつり等のイベントが目白押しですね。地元だからこそ味わえる十勝の旬の恵みを楽しみたいものですね。

インターネットサービス業の BIGLOBE は、「働き方に関する意識調査 2019」調査結果を発表しました。調査結果によりまずと、働き方改革が成功しているか尋ねたところ、「成功している」(31%)、「成功していない」(69%)。働き方改革で効果があったもの(複数回答)は、「休暇取得の増加」(33.1%)、「労働時間の削減」(18.3%)などとなったということです。「今後、働き方改革として進めて欲しいもの」では「休暇取得の増加」(29.9%)、「週休三日制の推進」(23.0%)、「夏季休暇等の長期化」(19.5%)、「労働時間の削減」(18.0%)が上位となりました。労働者向けの調査となりますので、経営者側からの見方とは少しずれがあるかもしれませんが、実際に働く労働者側の意見ということでなかなか興味深い調査結果になっています。経営者側が「従業員のために働きやすい環境を」と働き方改革に取り組んでも実際に働く労働者にはその効果が上手く伝わっていないケースも見受けられます。マニュアル通りの働き方改革ではなく会社の歴史や慣行等を踏まえた上で、会社に合った働き方改革を進めていくこそが本来の意味での働きやすい環境の構築につながっていくと思います。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から変更となり、**10月支給分の給与から控除する社会保険料額**が変更になります。弊社より控除額一覧表をお渡し致しますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いのないように控除してくださいませよう願ひ致します。
※今年度は厚生年金保険料率の変更はありません。

